

# 国立市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱

(目 的)

**第 1 条** この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成 18 年東京都条例第 4 号）の趣旨にのっとり、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用を補助することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の動物愛護と適正管理に関する意識を啓発するとともに、猫による被害等を軽減し、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持することを目的とする。

(定 義)

**第 2 条** この要綱において「飼い主のいない猫」とは、市内に生息する猫で、所有者がいないことが明らかであるもの（野良猫）をいう。

2 この要綱において「不妊去勢手術」とは、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する免許を有する獣医師による卵巣若しくは卵巣及び子宮の両方を摘出する手術（以下「不妊手術」という。）又は精巣を摘出する手術（以下「去勢手術」という。）をいう。

(補助対象者)

**第 3 条** 補助対象者は、市内に在住若しくは在勤する個人又は市内で活動する団体（市内に事務所又は事業所を有する団体及び代表者が市内に住所を有する団体に限る。）で、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施し、その手術に要した費用を支払ったものとする。

(補助金の額)

**第 4 条** 補助金の額は、不妊去勢手術を実施した猫 1 匹につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、支払った手術費用の額がこれを下回るときは、

当該支払った額とする。

(1) 不妊手術（めす） 5,000円

(2) 去勢手術（おす） 5,000円

（交付の申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる不妊去勢手術の実施後、その翌月末まで、当該手術を実施した月が3月である場合は、同月末までに、猫1匹ごとに飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して申請するものとする。

(1) 動物病院等が不妊去勢手術の費用について発行した領収書の写し

(2) 預金通帳等補助金の振込先口座を確認できるものの写し

2 申請者は、第1項の規定による申請を行うに当たって、自動車運転免許証、個人番号カード、健康保険証、社員証等の本人であることが確認のできる書類を提示しなければならない。

3 第1項の規定による申請は、1人につき、1月当たり2匹までを原則とし、これを超える場合にあっては理由書を添付するものとする。

（交付の決定）

**第6条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定は、当該年度の予算の範囲内において行うものとし、申請の総額が当該年度の予算を超える場合にあっては、申請書の提出順に交付決定を行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を行うに当たって、条件を付すことができる。

( 交付の請求 )

**第 7 条** 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付請求書（第 3 号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

( 補助決定者の遵守事項 )

**第 8 条** 補助決定者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- ( 1 ) 不妊去勢手術後の猫のうち譲渡可能な猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- ( 2 ) 不妊去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理など、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- ( 3 ) 耳カット等猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置を講ずること。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

( 交付決定の取消し等 )

**第 9 条** 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- ( 1 ) この要綱の規定に違反したとき。
- ( 2 ) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ( 3 ) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を行うことが不相当と認めたとき。

( 補助金の返還 )

**第 1 0 条** 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

( その他 )

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、  
市長が別に定める。

#### 付 則

この訓令は、平成 2 5 年 月 日から施行する。

(第1号様式)

国立市長 殿

申請者

申請日	年 月 日
住 所	
ふりがな 氏 名	⑩
電話番号	

(団体の場合は、事務所又は代表者の住所、  
団体名、代表者氏名及び電話番号)

### 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書

国立市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第5条の規定により、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施したので、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、上記申請について、必要に応じて手術を行った動物病院等を国立市が確認すること、及び補助決定者の遵守事項(同要綱第8条)に同意します。また、手術を行った猫は、国立市内に生息する飼い主のいない猫(野良猫)に相違ありません。

記

1 交付申請額： 円

(メス1匹5,000円、オス1匹5,000円。支払った不妊去勢手術費用の額が下回る場合はその額)

2 対象猫：

性 別	オス ・ メス
毛 色	
尾 長	長 ・ 中 ・ 短
推定年齢	歳
手術済み 識別措置	
生息地	国立市

### 3 獣医師の確認(動物病院等記入欄)

\_\_年\_\_月\_\_日に 不妊・去勢 手術を確かに実施しました。

動物病院等名称 \_\_\_\_\_ 獣医師氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

所在地 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

以下裏面

#### 4 添付書類等

- 動物病院等が不妊去勢手術の費用について発行した領収書の写し
- 振込先口座を確認できるもの（預金通帳等）の写し
- 本人であることが確認できる書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、社員証など）（※提示。確認後返却）

(第2号様式)

第 号  
年 月 日

様

国立市長

### 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金については、国立市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

#### 記

1. 交付決定金額 \_\_\_\_\_円

2. 交付条件

(1) 遵守事項

- ・不妊去勢手術後の猫のうち、譲渡可能な猫については、終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- ・不妊去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理など、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- ・猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置（耳カット等）を講じていること。

(2) 交付決定の取消し等

補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消します。

- ・この要綱の規定に違反したとき。
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- ・その他、市長が補助金の交付を行うことが不相当と認められたとき。

(第3号様式)

国立市長 殿

請求者

申請日	年 月 日
住所	
ふりなが氏名	⑩

(団体の場合は、事務所又は代表者の住所、団体名、代表者氏名)

### 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付請求書

年 月 日付け第 号による飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金の交付を下記のとおり請求します。

請求金額

円

補助金は下記の口座に振込みを依頼します。

金融機関名	支店名 (支店番号)	口座番号		口座名義人 (カタカナで記入)
銀行・金庫 組合・農協	支店・本店 出張所	1 普通 2 当座		

請求者と口座名義人が異なる場合は、次の委任状にも記入・押印してください。

#### 委任状

私（請求者）は、上記口座名義人を代理人と定め、上記補助金の受領に関する権限を委任します。

請求者 住所 国立市 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ⑩